

# 「同一労働同一賃金関連の判例解説と対応の課題と 動向&パワハラ防止法のポイント」

於: 連合会館(御茶ノ水: 神田駿河台3丁目) 主催:  連合東京

<後援 厚生労働省・東京労働局、日本ワークルール検定協会>

## 毎年9月は、「連合東京・労働基準月間」!

昨年6月29日「働き方改革関連」で労働基準法、労働契約法はじめ8本の法改正が行われ、今年の4月からは罰則付きの労働時間の上限規制が施行され、来年の4月からは同一労働同一賃金で  
有期労働者への不合理な格差を禁止する法施行はなされる、まさに70年ぶりの労働関係法の大改正が進行中です。

法施行を前に均等・均衡処遇をめぐるのは労契法20条裁判が各地で提起され、有期雇用労働者と正社員間の諸手当では2事件で最高裁判決が出され、いくつかの事件で退職金、一時金から基本給でも格差についての高裁判決が出されるようになっていきます。

今回は、こうした判例解説とともに対応課題や動向を中心に水町勇一郎東大教授に講演をいただくことにしました。パワハラ防止法についてもそのポイントを解説頂きます。

**夜間開催! 一般市民の皆様への参加歓迎です。(参加無料:募集250名まで)**  
**労働組合の役員の皆様には、この課題の学習が必須です。**



セミナー  
講師

水町 勇一郎 教授

東京大学社会科学研究所教授

PROFILE

東大法学部卒。

同大法学部助手、東北大助教授などを経て現職。

専門は労働法。1999年からパリ第10大学客員教授、2002年からニューヨーク大学客員研究員。政府の「規制改革会議・雇用ワーキンググループ」専門委員、「働き方改革実現会議」構成員等も歴任。著書多数。

セミナー  
内容

17時30分~ 受け付け開始

18時00分 開会: 主催者挨拶

東京労働局、取り組み報告

講演: 「同一労働同一賃金関連の判例解説と対応の課題と動向&パワハラ防止法のポイント」

講師: 水町 勇一郎 教授 東京大学社会科学研究所

20時15分 閉会



\*申し込み方法は、裏面参照\*

**申し込み書**  
FAX: 03-5444-0303

**9/13(金) | 受付 17:30~ 学習会 18:00~20:15**

2019労働基準セミナー  
**同一労働同一賃金関連の判例解説と対応の課題と  
動向&パワハラ防止法のポイント**

参加申し込み書面 [roudou@jtuc.rengo-tokyo.gr.jp](mailto:roudou@jtuc.rengo-tokyo.gr.jp) または、  
FAX:03-5444-0303 主催:  連合東京

※連合加盟組合の場合は、単組名、役職、連絡TELまたは、メールアドレス記載願います。

※一般・個人参加の場合は、連絡先TELまたは、メールアドレスを記載願います。  
(申し込みが250名を超え、募集定員満員の場合は受付終了、その場合は連絡致します。)

氏名	氏名	※連絡先 (組合の場合は単組名も記載のこと)
01		
02		
03		
04		
05		

連合会館

